

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都介護保険審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	介護保険法第184条
設置年月日	平成11年10月1日
機関の目的 ・所掌内容	保険給付に関する処分（要介護・要支援認定に関する処分を含む）、保険料その他徴収金に関する処分に不服がある場合、その実体を調査して公平に解決し、介護保険の健全な運営を期する。
委員数	21人 (うち、女性委員数 11人)
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個人のプライバシー保護及び公正な行政執行の確保のため。
議事録公開	非公開
議事録 非公開理由	個人のプライバシー保護及び公正な行政執行の確保のため。
備考	-
HPのURL	
問い合わせ先	福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 電話番号：03-5320-4293 FAX番号：03-5388-1395